

大阪市中心卸売市場本場衛生組合

業務委託総合評価一般競争入札審査会開催要綱

（開催）

第1条 大阪市中心卸売市場本場衛生組合（以下、「衛生組合」という。）が発注する業務委託において、総合評価一般競争入札を行うにあたり、市場内事業者の意見を聴くため、総合評価一般競争入札審査会（以下、「審査会」という。）を開催する。

（意見の聴取）

第2条 審査会においては、次の事項について意見を聴かなければならない。

（1）落札者決定基準を定めようとするとき

（2）落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかについて確認するとき

（3）前号で必要があるとの意見があった場合には、落札者を決定しようとするとき

（会議の委員）

第3条 審査会の委員は、衛生組合会計理事を衛生組合長が委嘱する。

（座長）

第4条 審査会の座長は、委員の互選により定めるものとする。

2 座長は、審査会の議事を進行する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときには、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（秘密を守る義務）

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第6条 審査会は、必要に応じ、衛生組合長が招集する。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、衛生組合事務局において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は、衛生組合長が定める。

（その他）

第 9 条 委員は提案に参加しているものに対して、援助を行ってはならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。